

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 上場株式等に係る源泉分離課税制度の廃止

Q：上場株式等に係る源泉分離課税制度が廃止されると聞いたのですが、本当でしょうか。

A：平成13年3月31日をもって廃止されます。

【解説】

個人が上場株式等を証券会社等を通じて譲渡した場合、申告分離課税と源泉分離課税との選択適用が認められています。どちらも、分離課税ですので、給与などの所得とは切り離して税額が計算されます。税額計算はそれぞれ次のように行います。

- (1) 申告分離課税・売買益×26%
(所得税20%、住民税6%)
- (2) 源泉分離課税・売却代金×1.05%

(ワラント債、転換社債は0.5%)
ところで、平成10年度の税制改正において、有価証券取引税・取引所税は、平成11年末までに廃止する方向が打ち出されていましたが、それには、株式譲渡益課税の適正化が条件とされていました。源泉分離課税を選択すると申告分離課税に比べ有利になる場合があり、こうした有利不利をなくし、課税を適正化するため、源泉分離課税制度は廃止されることになったわけです。

なお、有価証券取引税等は、平成11年3月31日をもって廃止されることになりましたが、源泉分離課税制度については、平成13年3月31日まで引き続き適用した後で廃止することとなっています。

